

《 ハートフル住まいる補助金 》

補助対象費用は、消費税及び地方消費税を除く金額となります。

新築住宅・建売住宅・中古住宅

『 まちなか住まいる等（住宅建設又は購入）補助金 』

工事完成後または購入後に登記を終え、住民票の異動・居住後に申請してください。

令和7年度より補助金の内容が変わります！！

《新築住宅・建売住宅》

- 対象者 自らが居住するために、住宅を建設または建売住宅を購入した方
- 補助対象 都市計画区域内の新築または建売住宅

◆ 市内企業を利用

- ・都市計画区域内 **一律 150万円**

◇ 市外企業を利用

- ・都市計画区域内 **一律 100万円**



※ 建売住宅については、完成後、未使用で1年以内のものに限ります。

※ **都市計画区域外**への補助金は**対象外**となります。

※ **令和7年3月31日までに契約されたものは、旧制度が適用となります。**

《中古住宅》

- 対象者 自らが居住するために、中古住宅を購入した方
- 補助対象 都市計画区域内の建物の購入費（土地代を除きます）
- 補助額 （1,000円未満の端数は切り捨てます）

- ・都市計画区域内 **10.0%**（上限額 **100万円**）

※ **都市計画区域外**への補助金は**対象外**となります。

※ **令和7年3月31日までに契約されたものは、旧制度が適用となります。**

※ **建築確認が行われた日が昭和56年6月1日以降のものに限ります。**

